

平成17年9月9日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号虎ノ門17森ビル
株式会社 テー・オー・ダブリュー
代表取締役社長 川 村 治

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項中その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年9月26日(月曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビル3階
当社 大会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第29期(平成16年7月1日から平成17年6月30日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第29期(平成16年7月1日から平成17年6月30日まで)連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第29期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(31頁～34頁)に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(35頁～39頁)に記載のとおりであります。
- 第5号議案 株式報酬型ストックオプション付与を目的として当社株式を対象とする新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(40頁～42頁)に記載のとおりであります。
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

営 業 報 告 書

〔平成16年7月1日から
平成17年6月30日まで〕

1. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、一部に停滞感が見られながらも、米国・中国経済に牽引されるかたちで、輸出を中心に企業部門の収益改善が進み、緩やかな回復を続けました。

当社の属する広告業界におきましては、平成13年以降、3年連続で前年実績を下回っていた総広告費が平成16年に入り上昇に転じ、SP広告費も対前年（平成15年）比1.7%増（㈱電通「平成16年日本の広告費」平成17年2月発表による）となる等、総じて堅調に推移しました。特に、「第28回オリンピック競技大会」（アテネオリンピック）、猛暑による関連消費促進などのプラス材料が、広告需要を拡大させました。

またイベント業界におきましては、アテネオリンピックや韓流ブームを核にデジタル家電の売上を大きく伸ばした家電業界、健康志向や低価格戦略でヒット商品の出た飲料業界で新商品キャンペーンが活発化する等、総じて回復傾向に向かいました。また、昨年3月には「熱海花博」（熱海花の博覧会）、同年4月には浜名湖花博（しずおか国際園芸博覧会）、及び本年3月には国内最大のイベントである「愛・地球博」（愛知万博）が開会いたしました。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、引き続き将来の事業拡大を見据えた上での若手社員の積極採用、及び教育研修並びに制作現場におけるOJTを実施してまいりました。

営業戦略といたしましては、セールスプロモーション領域への積極的な展開のため、SP制作経験者の採用やキャンペーン事務局のインフラ整備等、イベント及びセールスプロモーション案件のトータルな企画提案を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は107億5百万円（前連結会計年度比11.1%増）、経常利益は7億82百万円（前連結会計年度比2.2%増）、当期純利益は4億65百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。

< 品目別概況 >

（販促）

当連結会計年度は、携帯電話通信各社及び飲料各社等の受注は好調でしたが、流通各社の受注が伸び悩み、前連結会計年度比2.7%の売上減となりました。

（広報）

当連結会計年度は、小型広報イベントの案件の受注が多く、前連結会計年度比35.6%の売上増となりました。

（博展）

当連結会計年度は、浜名湖花博・愛知万博関連イベントがあったことにより、前連結会計年度比63.1%の売上増となりました。

（制作物）

当連結会計年度は、販売促進用のプレミアムグッズや、パンフレット等の受注は順調に伸びたため、前連結会計年度比2.9%の売上増となりました。

（文化/スポーツ）

当連結会計年度は国民体育大会（埼玉県）の受注もあり、前連結会計年度比283.7%の売上増となりました。

（企画売上高）

企画売上高は、前連結会計年度比25.7%の売上増となりました。

品目別売上高の構成は次のとおりであります。

品 目		金額（百万円）	構成比（％）
制 作 売 上 高	販 促	5,488	51.3
	広 報	2,394	22.4
	博 展	874	8.2
	制 作 物	1,579	14.7
	文化 / スポーツ	250	2.3
小 計		10,587	98.9
企 画 売 上 高		118	1.1
合 計		10,705	100.0

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は33百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投 資 区 分	金 額
事務処理用電子計算機等	12百万円
物流管理システム（T F F S）構築	16
その他	4
合 計	33

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 26 期 (平成14年 6 月期)	第 27 期 (平成15年 6 月期)	第 28 期 (平成16年 6 月期)	第29期(当期) (平成17年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	8,600	9,441	9,638	10,705
経 常 利 益 (百万円)	920	1,073	765	782
当 期 純 利 益 (百万円)	462	537	466	465
1株当たり当期純利益 (円)	52.94	43.28	36.50	36.70
総 資 産 額 (百万円)	4,840	5,911	5,596	6,197
純 資 産 額 (百万円)	2,631	3,582	3,722	3,782
1株当たり純資産額 (円)	299.86	294.58	304.99	317.46

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 26 期 (平成14年 6 月期)	第 27 期 (平成15年 6 月期)	第 28 期 (平成16年 6 月期)	第29期(当期) (平成17年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	8,600	9,417	9,599	10,579
経 常 利 益 (百万円)	883	1,041	761	769
当 期 純 利 益 (百万円)	440	525	474	464
1株当たり当期純利益 (円)	50.45	42.42	37.12	36.60
総 資 産 額 (百万円)	4,846	5,911	5,563	6,085
純 資 産 額 (百万円)	2,609	3,550	3,699	3,758
1株当たり純資産額 (円)	297.37	291.95	303.14	315.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、第27期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。また、この変更に伴う影響については、損益計算書注記に記載しております。

2. 平成13年6月15日及び平成13年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成13年7月22日を払込期日とした400,000株の一般募集による増資を行い、4億1500万円の資金調達をいたしました。

この結果、当社の発行済株式総数は6,674,996株となりました。

3. 平成13年12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿記載の株主の所有株式につき、平成14年2月20日付で1株を1.3株とする株式分割を行い、発行済株式総数は6,744,996株から8,768,494株に増加いたしました。
4. 第26期（平成13年7月1日から平成14年6月30日まで）に権利行使のあった新株引受権は80,100株であります。
5. 平成14年11月8日開催の取締役会決議に基づき、平成14年11月27日を払込期日とした460,000株の一般募集による増資を行い、4億49百万円の資金調達をいたしました。また、同決議に基づき、平成14年12月19日を払込期日とした100,500株の第三者割当増資を行い198百万円の資金調達をいたしました。
この結果発行済株式総数は8,802,194株から9,362,694株に増加いたしました。
6. 平成14年12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿記載の株主の所有株式につき、平成15年2月20日付で1株を1.3株とする株式分割を行い、発行済株式総数は9,362,694株から12,171,502株に増加いたしました。
7. 第27期（平成14年7月1日から平成15年6月30日まで）に権利行使のあった新株引受権は23,600株であります。
8. 第28期（平成15年7月1日から平成16年6月30日まで）に権利行使のあった新株引受権は48,802株であります。

(5) 企業集団の対処すべき課題

今後の我が国経済は、個人消費や民間設備投資の拡大、株価の上昇などの要因で国内景気は回復傾向にあると思われませんが、為替の変動や原油価格の高騰など、先行き不透明な要素があり、今後とも予断を許さない状況にあると思われます。

このような経済環境のもと、当社グループを取り巻く環境といたしましては、効果のあるイベントを短期間に繰り返し実施するという発注サイクルの短期化、これに対し計画から実施までの準備期間の長期化という、顧客によるイベント発注サイクルの二極化傾向が続いております。当社といたしましては機動力・体力のあるプロダクションの優位性を最大限に活かすために、若手社員への権限委譲・早期戦力化が最重要課題であると考えております。

このため当社グループは、若手社員を中心に、制作能力の拡充のため引き続き「質の高い社員教育研修」に注力し、セールスプロモーション市場開拓強化・顧客への営業強化及び営業範囲の拡大を図ってまいります。同時に若手社員の能力の向上による利益率低下の改善も重要な課題であるとと考えております。

上記施策による若手社員のスキルアップとともに、キャンペーンデータマネジメントシステム「T I C C S」及び、昨年11月のI S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得を機に、より安全性・信頼性の向上したキャンペーン展開の提案等により、セールスプロモーション領域への積極的な展開を図ってまいります。

一方で企業活動のグローバル化に対応するため、既に業務提携をしている現地有カイベント制作会社との継続的な連携により、これまで以上に多くの海外イベントの企画・提案を積極的に進めていきたいと考えております。

これらの課題に積極的に取り組み、イベントを核とした総合セールスプロモーショングループ作りを目指してまいります。

また、財務面につきましては、これまで売上債権の流動化等により借入金
の返済、仕入債務の圧縮を行い、特定融資枠契約（コミットメントライン）
による手元流動性資金枠の確保も積極的に行ってまいりましたが、今後につ
きましても引き続き資金効率の向上を始め財務体質の強化に努めてまいりま
す。

2. 会 社 の 概 況 (平成17年 6月30日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

イベントの企画、制作、施工及び運営業務

イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負

広報、広告に関する企画及び制作業務

販売促進に関する企画、制作業務

各種印刷物の制作、出版

企業ピーアール等の画像ソフトウェア、データ及び画像媒体の企画、制作及び販売

(2) 企業集団の主要拠点等

本 社 東京都港区虎ノ門一丁目26番 5号虎ノ門17森ビル

大阪支社 大阪府大阪市北区西天満六丁目 1番 2号千代田ビル別館

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

東京都港区虎ノ門一丁目26番 5号虎ノ門17森ビル

(3) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名	5名	31.8歳	4.8年

(注) 従業員数には、嘱託は含んでおりません。

(4) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数 35,000,000株

発行済株式の総数 12,220,304株

株 主 数 2,899名

(5) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
川 村 治	1,940千株	16.46%	- 千株	- %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,688	14.32	-	-
真 木 勝 次	1,385	11.75	-	-
草 柳 弘 昌	697	5.91	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	657	5.57	-	-
秋 本 道 弘	646	5.48	-	-
エイチエスピーシーバンクピーエルシーアカウントアトランティスジャパングローバルファンド	590	5.00	-	-
テオオーダブリュー従業員持株会	223	1.89	-	-
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	208	1.77	-	-
株式会社UFJ銀行	184	1.56	-	-

(注) 当社は、自己株式を382,387株保有しておりますが、議決権がないため、上記大株主より除外しております。

(6) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得した株式

普通株式 292,053株 取得価額の総額 195,173,082円

処分した株式

該当事項はありません。

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末において保有する株式

普通株式 382,387株

(注) 平成16年6月30日現在において、当社は普通株式90,334株を保有しておりました。

(7) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権の状況（新株引受権を含む）

	新株予約 権の数	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使時の1株 当たり払込金額
第24回定時株主総会 決議に基づくもの	-	普通株式	21,970株	無償	493円
第25回定時株主総会 決議に基づくもの	-	普通株式	40,560株	無償	758円
第26回定時株主総会 決議に基づくもの	957個	普通株式	124,410株	無償	1,137円
第28回定時株主総会 決議に基づくもの	300個	普通株式	30,000株	無償	704円

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行決議の日	平成16年9月24日
2. 新株予約権の数	300個
3. 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
4. 新株予約権の目的となる株式の数	30,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 新株予約権の発行価額	無償
6. 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議により定める。</p>
7. 新株予約権の消却の事由及び条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を無償で消却することができる。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が6.に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には無償でその新株予約権を消却することができる。</p>
8. 有利な条件の内容	当社子会社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた特定使用人等の氏名及び割当を受けた新株予約権の数

区 分	氏 名	新 株 予 約 権 の 数
当社子会社の取締役	長 谷 川 増	300個

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人	当社子会社の取締役	当社子会社の監査役	当社子会社の使用人
新株予約権の数		300個		
目的となる株式の種類		普通株式		
目的となる株式の数		30,000株		
付与した者の総数		1名		

(8) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 テ ィ ー ・ ツ ー ・ ク リ エ イ テ ィ ブ	100,000千円	100.0%	イ ベ ン ト の 制 作 ・ 運 営 ・ 演 出

企業結合の経過

該当事項はありません。

企業結合の成果

連結子法人等は上記 に記載した重要な子法人等 1 社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は107億 5 百万円、連結経常利益は 7 億82百万円となり、連結当期純利益は 4 億65百万円となりました。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(10) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	川 村 治	
取締役副社長	真 木 勝 次	
専務取締役	秋 本 道 弘	第一本部長
専務取締役	草 柳 弘 昌	第二本部長兼 S P 戦略本部長
常務取締役	小 林 雄 二	第三本部長
取締役	武 田 克 実	管 理 部 長
取締役	大 山 利 栄	第三本部副本部長
常勤監査役	西 山 達 海	
監査役	河 野 光 成	福島温泉開発株式会社 代表取締役社長
監査役	萩 原 新 太 郎	芝 綜 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士

(注) 1. 当該営業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

取締役大山利栄氏は、平成16年9月24日開催の第28期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

2. 取締役の武田克実、大山利栄の両氏は、使用人兼務取締役であります。

3. 監査役の河野光成、萩原新太郎の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(11) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給 人員	支 給 額	支給 人員	支 給 額	支給 人員	支 給 額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	7	千円 124,200	3	千円 17,400	10	千円 141,600	
利益処分による役員賞与	6	21,200	1	1,500	7	22,700	
株主総会決議に基づく退職慰労金							
計		145,400		18,900		164,300	

- (注) 1. 株主総会の決議(平成11年9月27日改定)による取締役報酬額は年額200,000千円以内、監査役報酬額は年額36,000千円以内であります。
2. 当期支給額には使用人兼務取締役の使用人給と相当額を含んでおります。
3. 期末日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。

(12) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	千円 19,000
2. 上記1.の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	19,000
3. 上記2.の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬その他の職務遂行の対価としての報酬額の合計額	19,000

- (注) 監査法人との契約において商法特例法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

(注) 本営業報告書に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成17年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,045,939	流動負債	2,150,267
現金及び預金	354,936	買掛金	1,321,323
受取手形	356,325	子会社買掛金	126,481
売掛金	1,747,734	未払金	42,477
未成イベント支出金	1,266,137	未払費用	114,106
未収入金	1,246,285	未払法人税等	202,549
前払費用	23,175	未払消費税等	47,142
繰延税金資産	56,765	未成イベント受入金	273,867
その他	7,379	預り金	22,319
貸倒引当金	12,800	固定負債	176,113
固定資産	1,039,277	退職給付引当金	65,666
有形固定資産	71,814	役員退職慰労引当金	110,447
建物	41,077	負債合計	2,326,381
工具器具備品	24,709	資本の部	
土地	6,027	資本金	943,567
無形固定資産	26,355	資本剰余金	1,021,972
電話加入権	2,652	資本準備金	1,021,972
ソフトウェア	23,702	利益剰余金	2,076,620
投資その他の資産	941,107	利益準備金	22,845
投資有価証券	296,190	任意積立金	1,400,000
子会社株式	100,000	別途積立金	1,400,000
長期前払費用	3,754	当期末処分利益	653,775
会員権	8,440	土地再評価差額金	27,642
保険積立金	269,570	株式等評価差額金	7,988
敷金保証金	148,670	自己株式	263,671
繰延税金資産	95,359	資本合計	3,758,835
再評価に係る繰延税金資産	18,972	負債・資本合計	6,085,217
その他	150		
資産合計	6,085,217		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成16年7月1日から〕
〔平成17年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
営業損益		
営業収益	10,579,356	10,579,356
売上高		
営業費用	9,246,047	
売上原価	592,948	9,838,996
販売費及び一般管理費		
営業利益		740,360
営業外損益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,643	
その他営業外収益	32,298	48,942
営業外費用		
支払利息	7,527	
その他営業外費用	11,933	19,461
経常利益		769,841
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	60,306	60,306
特別損失		
固定資産除却損	3,061	3,061
税引前当期純利益		827,085
法人税、住民税及び事業税	403,000	
法人税等調整額	40,096	362,903
当期純利益		464,182
前期繰越利益		285,794
中間配当額		96,201
当期末処分利益		653,775

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式.....移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成イベント支出金.....個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産.....定率法
- (2) 無形固定資産.....ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
(3) 長期前払費用.....均等償却

4. 繰延資産の処理方法

- 新株発行費.....支払時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当営業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. 収益の計上基準

- 売 上 高.....イベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

- 税抜方式によっております。

(貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 91,073千円
2. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。
再評価を行った年月 平成13年6月30日
再評価を行った土地の当営業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 333千円
3. リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として事務処理用電子計算機等があります。
4. 保証債務
(株)ティー・ツー・クリエイティブのリース契約に係る債務保証 576千円
5. 子会社に対する金銭債権債務
子会社に対する金銭債権債務には区分掲記されたものの他、次のものがあります。
短期金銭債権 262千円
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 7,988千円
7. 会社が発行する株式の総数
発行済株式総数
自己株式
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 35,000,000株 |
| 普通株式 | 12,220,304株 |
| 普通株式 | 382,387株 |

(損益計算書注記)

1. 子会社との取引高
(営業取引)
売上原価(外注費) 1,034,906千円
(営業外取引)
(1) 受取配当金 16,000千円
(2) その他営業外収益 3,000千円
2. 1株当たり当期純利益 36円60銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純利益 464,182千円
普通株主に帰属しない金額 24,400千円
普通株式に係る当期純利益 439,782千円
普通株式の期中平均株式数 12,015,828株

(表示方法の変更)

投資事業有限責任組合への出資(当営業年度末76,619千円)については、従来、投資その他の資産の「出資金」として表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により、当営業年度末からは、投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は当営業年度より、旧営業開発部及び企画チームの活動に伴う人件費等の諸経費を販売費及び一般管理費ではなく間接原価として処理することといたしました。これは、従来、旧営業開発部及び企画チームは販売促進業務を実施していましたが、その業務内容が正式受注後の制作(企画制作を含む)に直結した業務へと変化してきたことに伴い、当営業年度から現在の業務内容に沿った処理へと変更したものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費は363,924千円減少し、間接原価は同額増加しており、それに伴い未成イベント支出金は49,300千円、売上原価は314,623千円増加しております。また、売上総利益は314,623千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ49,300千円増加しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		653,775,568
これを次のとおり処分いたします。		
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 8 円)	94,703,336	
役 員 賞 与 金 (う ち 監 査 役 賞 与 金)	24,400,000 (1,500,000)	
別 途 積 立 金	300,000,000	419,103,336
次 期 繰 越 利 益		234,672,232

(注)平成17年3月11日に96,201,128円(1株につき8円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成17年 8月19日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員	公認会計士	久 保 光 雄	Ⓢ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	徳 見 清 一 郎	Ⓢ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	北 川 哲 雄	Ⓢ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第29期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第29期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制にかかる体制全般を含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年8月23日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

監査役(常勤) 西山 達海 ㊞

監査役 河野 光成 ㊞

監査役 萩原 新太郎 ㊞

(注) 監査役 河野光成及び萩原新太郎は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成17年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,217,707	流動負債	2,238,212
現金及び預金	386,608	買掛金	1,508,684
受取手形及び売掛金	2,137,831	未払法人税等	204,082
未成イベント支出金	1,359,669	その他	525,445
未収入金	1,256,417	固定負債	177,207
前払費用	24,242	退職給付引当金	66,760
繰延税金資産	59,663	役員退職慰労引当金	110,447
その他	6,075		
貸倒引当金	12,800		
固定資産	980,225	負債合計	2,415,420
有形固定資産	74,539		
建物	41,226	資 本 の 部	
工具器具備品	27,285	資本金	943,567
土地	6,027	資本剰余金	1,021,972
無形固定資産	40,902	利益剰余金	2,100,297
投資その他の資産	864,783	土地再評価差額金	27,642
投資有価証券	296,190	株式等評価差額金	7,988
保険積立金	284,563	自己株式	263,671
繰延税金資産	95,359		
再評価に係る繰延税金資産	18,972	資本合計	3,782,512
敷金保証金	157,352		
その他	12,344		
資産合計	6,197,933	負債・資本合計	6,197,933

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成16年7月1日から
平成17年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
営業損益		
営業収益		
売上高	10,705,741	10,705,741
営業費用		
売上原価	9,320,446	
販売費及び一般管理費	613,465	9,933,912
営業利益		771,828
営業外損益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	643	
その他営業外収益	29,299	29,942
営業外費用		
支払利息	7,527	
その他営業外費用	11,933	19,461
経常利益		782,310
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	60,306	60,306
特別損失		
固定資産除却損	5,212	5,212
税金等調整前当期純利益		837,403
法人税、住民税及び事業税	414,000	
法人税等調整額	41,984	372,015
当期純利益		465,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

連結子法人等の数..... 1社

連結子法人等の名称.....株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

2. 連結子法人等の決算日等に関する事項

連結子法人等の営業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(会計処理基準に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. 重要な棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成イベント支出金.....個別法による原価法

3. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産.....定率法

(2) 無形固定資産.....ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、営業権については、定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用.....均等償却

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費.....支払時に全額費用として処理しております。

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の金額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

9. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基ついて作成してあります。

(連結貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 94,059千円

2. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上してあります。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 333千円

(連結損益計算書注記)

1 株当たり当期純利益 36円70銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	465,388千円
普通株主に帰属しない金額	24,400千円
普通株式に係る当期純利益	440,988千円
普通株式の期中平均株式数	12,015,828株

(表示方法の変更)

投資事業有限責任組合への出資(当連結会計年度末76,619千円)については、従来、投資その他の資産の「出資金」として表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により、当連結会計年度末からは、投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は当連結会計年度より、旧営業開発部及び企画チームの活動に伴う人件費等の諸経費を販売費及び一般管理費ではなく間接原価として処理することといたしました。これは、従来、旧営業開発部及び企画チームは販売促進業務を実施していましたが、その業務内容が正式受注後の制作(企画制作を含む)に直結した業務へと変化してきたことに伴い、当連結会計年度から現在の業務内容に沿った処理へと変更したものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費は363,924千円減少し、間接原価は同額増加しており、それに伴い未成イベント支出金は49,300千円、売上原価は314,623千円増加しております。また、売上総利益は314,623千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ49,300千円増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年8月19日

株式会社テー・オー・ダブリュー

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 久 保 光 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 徳 見 清一郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 哲 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第29期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社テー・オー・ダブリュー及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第29期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年8月23日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

監査役(常勤) 西 山 達 海 ㊟

監 査 役 河 野 光 成 ㊟

監 査 役 萩 原 新 太 郎 ㊟

(注) 監査役 河野光成及び萩原新太郎は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 117,867個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第29期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（21頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

なお、平成17年3月に1株につき8円の間配当を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき16円となります。

また、役員賞与金につきましては、24,400千円（うち取締役賞与金22,900千円、監査役賞与金1,500千円）とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、第2条（目的）の一部追加を行うとともに、号数の繰り下げを行うものであります。

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が施行されたことに伴い、会社が行うべき公告を電子公告の方法によることが認められたため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更するものであります。なお、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、従前どおり日本経済新聞によるものといたします。

将来の事業規模の拡大に備え機動的な資本政策が行えるよう、当社の発行する株式の総数を3,500万株から4,800万株に増加させるものであります。

「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、会社関係書類の電子化に関する現行定款第10条、第11条、第15条、第25条、第35条、第40条、第41条について所要の変更を行うものであります。

経営体制の強化を図るため、取締役の員数に関する規定を改めるものです。

経営の多角化に伴い、新たに会長職を設置するための変更であります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条</p> <p>1. イベントの企画、制作、施工及び運営業務</p> <p>(2. ~3. 省略)</p> <p>4. <u>販売促進</u>に関する企画、制作業務</p> <p>(新設)</p> <p><u>5. 各種印刷物の制作、出版</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6. 企業ピーアール等の画像ソフトウェア、データ及び画像媒体の企画、制作及び販売</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条</p> <p>1. イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務</p> <p>(2. ~3. 現行どおり)</p> <p>4. <u>セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、出版</u></p> <p><u>5. セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、製作、販売及び輸出入</u></p> <p><u>6. 各種印刷物の企画、制作、出版</u></p> <p><u>7. 見本市、展示会の企画、主催及び主催代行業務</u></p> <p><u>8. 国際・国内会議の企画、主催及び主催代行業務</u></p> <p><u>9. 文化施設（美術館・博物館等）・PR施設（商品展示場・ショールーム等）の企画、運営ならびにイベント用設備、展示装飾機器、事務機器及び什器備品のレンタル</u></p> <p><u>10. 企業PR等の画像ソフトウェア、データ及び画像媒体の企画、制作及び販売</u></p> <p><u>11. 各種イベントに関する放映権、オフィシャルスポンサー権、大会マークの使用権、キャラクターの使用権、企業名の掲出権、興行権、映像化権等の取得、管理、利用、販売、及び輸出入</u></p> <p><u>12. 映像ソフト及び音声ソフトの企画、制作、取得、管理及び販売</u></p> <p><u>13. ディスプレイ業、ならびに展示及び装飾の企画、制作及び施工</u></p> <p><u>14. 建築工事業、鋼構造物工事業及び内装工事業ならびに建築の設計及び監理業</u></p> <p><u>15. ネオン看板、電飾看板及び各種電子装置の企画、設計及び施工</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) (7. ~ 10. 省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>11. 前各号に付帯する一切の業務 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>35,000,000株</u>とする。</p> <p>(基準日) 第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主及び実質株主名簿に記載された実質株主をもって、その期の定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>(招集) 第11条 2. 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主及び実質株主名簿に記載された実質株主とする。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</p>	<p>16. <u>メディア及びメディアコンテンツの企画、制作、運営ならびにこれらの請負</u></p> <p>17. <u>芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネジメント及びプロモート業</u></p> <p>18. <u>警備業法に基づく警備業</u> (19. ~ 22. 現行どおり)</p> <p>23. <u>倉庫業及び物流管理業務</u></p> <p>24. <u>投資業（有価証券に対する投資業務）</u></p> <p>25. 前各号に付帯する一切の事業 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>48,000,000株</u>とする。</p> <p>(基準日) 第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主をもって、その期の定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>(招集) 第11条 2. 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印<u>または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第16条 当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とし株主総会で選任する。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、取締役の中から社長1名を選任し、また必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(議事録) 第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(利益配当金の支払) 第40条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主及び実質株主名簿に記載された実質株主、または登録された質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</p> <p>(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載された株主及び実質株主名簿に記載された実質株主、または登録された質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をなすことができる。</p>	<p>(員数) 第16条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とし株主総会で選任する。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、取締役の中から社長1名を選任し、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載<u>または</u>は記録し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印<u>または</u>は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載<u>または</u>は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印<u>または</u>は電子署名を行う。</p> <p>(利益配当金の支払) 第40条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載<u>または</u>は記録された株主及び実質株主名簿に記載<u>または</u>は記録された実質株主、または登録された質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</p> <p>(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載<u>または</u>は記録された株主及び実質株主名簿に記載<u>または</u>は記録された実質株主、または登録された質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をなすことができる。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役武田克実氏が辞任されるため、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において選任された取締役の任期は当社定款第19条第2項の規定により、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の 数
木村元 (昭和26年8月6日生)	平成12年4月 株式会社三和銀行 四谷支店長 平成14年1月 株式会社ユーエフジェイビジネスファイナンス取締役営業部長 平成17年4月 当社入社 平成17年7月 当社管理部長	10,000株

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法280条ノ20および商法280条ノ21の規定に基づき、ストックオプション付与を目的として、以下の要領で当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上へのインセンティブを与え、当社株主の利害と可及的に一致させることにより業績を向上させることを目的として、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式450,000株を上限とする。

なお、行使価額（(5) に定義される。）の調整が行われた場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 新株予約権の総数

4,500個を上限とする。

（新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株。ただし、上記(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、以下に定める株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個あたりの株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（旧商法に基づく新株引受権の行使または新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）もしくは、自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年10月1日から平成27年9月25日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続きにおいて、付与を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

その他の条件については、平成17年9月26日（月）開催予定の当社第29期定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。

(10) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容に係る方針

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に継承させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の数

上記(2)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（承継後払込金額）

$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記(6)に定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件並びに消却事由及び条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成17年9月26日(月)開催予定の当社第29期定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

第5号議案 株式報酬型ストックオプション付与を目的として当社株式を対象とする新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして、以下の要領で当社取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び従業員に対する報酬制度について、当社の株価やそれを支える当社連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社取締役及び従業員の利害を可及的に一致させ、株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、下記「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、原則として退任日以降から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1単元あたり100円とする株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員（以下「対象者」という。）

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式130,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

- (3) 新株予約権の総数
1,300個を上限とする。
(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は100株。ただし、上記(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権 1 個あたりの払込金額は100円とする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成25年10月 1 日から平成45年 9 月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。
対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日（現在は満62歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。）から 2 週間の期間に限り、行使することができる。

対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。

記

当該決算期の営業利益が3期前よりも

20パーセント以上増加した場合	100パーセント
15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント
10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント
5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント
5パーセント未満増加した場合	50パーセント
減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント

(ただし、新株予約権1個未満は1の整数倍に切り上げる。)

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社になる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(7) により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で消却することができる。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役武田克実氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一願いたしたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
武田 克実 (昭和30年2月24日生)	昭和53年4月 三洋証券株式会社入社 平成10年3月 当社入社 平成13年9月 管理部長 平成14年9月 当社取締役 現在に至る

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成11年9月27日開催の第23期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額400百万円以内とさせていただきますと存じます。

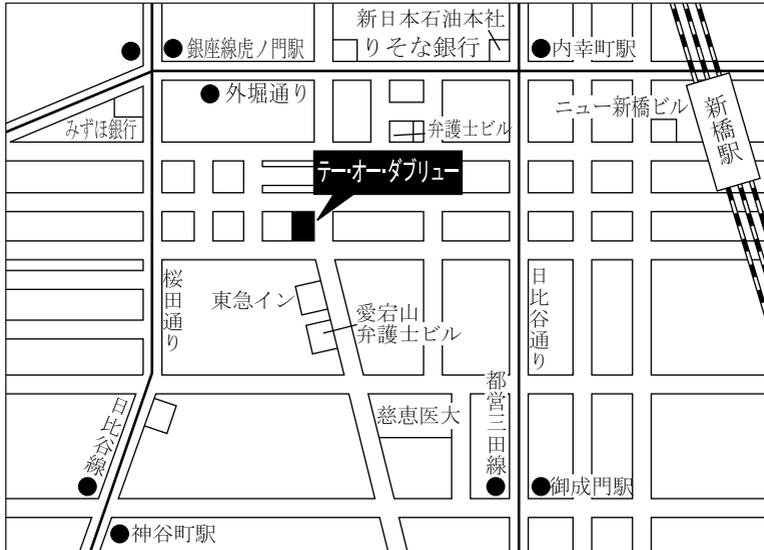
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は7名であります。

以上

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビル3階



交通手段

東京メトロ銀座線	虎ノ門駅下車「1番出口」徒歩7分
都営地下鉄三田線	内幸町駅下車「A3出口」徒歩7分
	御成門駅下車「A5出口」徒歩8分
東京メトロ日比谷線	神谷町駅下車「3番出口」徒歩10分
JR線・新交通「ゆりかもめ」 ...	新橋駅下車「烏森口」徒歩10分